

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 2 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成 28 年 1 2 月 2 6 日

新庄市監査委員 大場 隆 司

新庄市監査委員 新田 道 尋

記

1. 監査対象 社会教育課の平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成 28 年 1 1 月 7 日～平成 28 年 1 1 月 1 8 日

| 監査の結果（指摘、要望事項） | 措 置 の 内 容 |
|--|---|
| <p>指定管理者における施設管理のなかで、基本協定書第 22 条第 1 項にある事業計画書の提出がなされていない施設や、提出された事業計画書の確認が不十分と認められる施設が一部見受けられたので、当該施設については、計画書を作成・提出するよう指示し、また、提出された計画書の確認は確実にを行うこと。</p> | <p>指定管理者が管理運営する施設については、指定管理者との施設の管理運営に関する基本協定第 22 条第 1 項の規定に則り、指定管理者に事業計画書の提出期限を明示した通知をすることによって、事業計画書の作成・提出を遺漏のないようにいたします。また、提出された計画書の内容については確実に確認いたします。</p> <p>【参考】施設の管理運営に関する基本協定（事業計画書）</p> <p>第 22 条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。</p> <p>2 甲及び乙は、事業計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。</p> |